

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則	四九
○福島県事務委任規則の一部を改正する規則	
告示	四〇
○土地改良法により換地処分をした件二件	
○道路の供用を開始する件	
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件八件	
公告	四〇
○随意契約の相手方を決定した件	
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	
○落札者を決定した件二件	

規則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年九月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第四十六号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第五条（略）	第五条（略）

一 福島県鉄道施設条例（令和四年福島県条例第八号）の施行に関する次に掲げること。

(1) 第三条第一項の規定による使用の許可

(2) 第三条第二項の規定による契約の締結

(3) 第四条第一項第一号及び第二号の規定による率の決定

(4) 第四条第二項ただし書の規定による認定

(5) 第四条第三項の規定による使用料の免除

二 福島県鉄道施設条例施行規則（令和四年福島県規則第四十一号）の施行に関する次に掲げること。

(1) 第二条第一項の規定による申請書の受理

(2) 第二条第二項の規定による許可の通知

(3) 第三条第一項及び第三項の規定による使用料の算定

(4) 第三条第二項の規定による決定の通知

(5) 第三条第四項で準用する同条第二項の規定による決定の通知

(6) 第四条第一項の規定による支出額及び収入額の認定

(7) 第四条第三項の規定による申請書の受理

(8) 第四条第四項の規定による使用料減免の可否の決定及び決定の通知

(9) 第五条の規定による実績報告の受理

一 福島県鉄道施設条例（令和四年福島県条例第八号）附則第二項の規定による鉄道施設等の使用の許可及び契約に関し必要な事務

二 福島県鉄道施設条例施行規則（令和四年福島県規則第四十一号）附則第二項の規定による鉄道施設等の使用の許可に関し必要な事務

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

（行政経営課）

告示

福島県告示第六百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和四年九月十五日八沢地区の県営区画整理事業に係る第一換地区の換地処分をした。令和四年九月二十七日

福島県知事 内堀雅雄
（農村基盤整備課）

福島県告示第六百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和四年九月十五日八沢地区の県営区画整理事業に係る第二換地区の換地処分をした。令和四年九月二十七日

福島県知事 内堀雅雄
（農村基盤整備課）

福島県告示第六百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和四年九月十五日八沢地区の県営区画整理事業に係る第三換地区の換地処分をした。令和四年九月二十七日

福島県知事 内堀雅雄
（農村基盤整備課）

福島県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和四年九月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。令和四年九月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八八号	田村市船引町船引字花木内七一番一 地先から 同 市船引町船引字高平一三番一 地先まで	令和四年九月二八日

福島県告示第六百四十一号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年七月二十六日次のとおり指定した。令和四年九月二十七日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内堀雅雄
売りさばき所の名称及び所在地

渡部 太郎八 南会津郡南会津町 令和四年一〇月一日から

田島字谷地甲九番 令和四年九月三〇日まで
地の一
島字谷地甲九番地の二
（出納総務課）

福島県告示第六百四十二号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年八月一日次のとおり指定した。令和四年九月二十七日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内堀雅雄
売りさばき所の名称及び所在地

東白商事株式会社 東白川郡塙町大字 令和四年一〇月一日から

塙字栄町四番地 令和四年九月三〇日まで
東白川郡塙町大字
字栄町四番地
株式会社小黒設備工業
双葉郡浪江町大字 同
高瀬字小高瀬原一
九七番地
双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬原一九七番地
（出納総務課）

福島県告示第六百四十三号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年八月三日次のとおり指定した。令和四年九月二十七日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内堀雅雄
売りさばき所の名称及び所在地

有限会社米澤 福島市飯坂町湯野 令和四年一月一日から

有限会社米澤屋商店 福島市飯坂町湯野字 大水口二八番地

福島卸商団地 福島市鎌田字卸町 同

福島卸商団地協同組合 福島市鎌田字卸町一〇番地の一

高橋 本子 川俣町字瓦町一一 同

川俣町字瓦町一番地 福島市鎌田字卸町一〇番地の一

西 晴雄 南相馬市鹿島区鹿 同

エネオスニュー鹿島 南相馬市鹿島区鹿島字一本榎一〇〇番地

福島県告示第六百四十四号 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年八月四日次のとおり指定した。 令和四年九月二十七日

(出納総務課)

福島県告示第六百四十七号 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年八月二十三日次のとおり指定した。 令和四年九月二十七日

(出納総務課)

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内堀 雅雄 売りさばき所の名称 及び所在地

株式会社昭和 郡山市芳賀一丁目 令和四年一月一日から 三番四号 令和九年九月三〇日まで

昭和ドライブズカレッジ 郡山市芳賀一丁目三番四号

株式会社石川 石川町字屋敷ノ入 同

株式会社石川自動車教習所 石川町字屋敷ノ入七二番地

(出納総務課)

福島県告示第六百四十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年八月十日次のとおり指定した。 令和四年九月二十七日

(出納総務課)

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内堀 雅雄 売りさばき所の名称

いわき中央地区交通安全協会 会 会長 佐 久間 比出男 株式会社文屋 商店 古湊一番地 株式会社文屋商店 四丁目一四八番地 株式会社文屋商店 湊一番地 株式会社マル二商店 町三〇番地

株式会社マル二商店 町三〇番地

株式会社マル二商店 町三〇番地

福島県告示第六百四十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年八月二十二日次のとおり指定した。 令和四年九月二十七日

(出納総務課)

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内堀 雅雄 売りさばき所の名称 及び所在地

佐藤 サツ 二本松市松岡一九一 令和四年一月一日から 一番地 令和九年九月三〇日まで

佐藤商店 二本松市松岡一九一番地

福島県告示第六百四十八号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年八月二十三日次のとおり指定した。 令和四年九月二十七日

(出納総務課)

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 内堀 雅雄 売りさばき所の名称 及び所在地

株式会社郡山 郡山市田村町金屋 令和四年一月一日から 自動車学校 字マセ口五三番地 令和九年九月三〇日まで

株式会社郡山自動車学校 郡山市田村町金屋字マセ口五三番地

郡山市田村町金屋字マセ口五三番地

(出納総務課)

福島県告示第六百四十八号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六條第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として令和四年九月十二日次のとおり指定した。
令和四年九月二十七日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事

内堀雅雄

売りさばき所の名称

及び所在地

合名会社松永
商店

田村市滝根町神保
字中広土三八番地

令和四年一〇月一日から
令和四年九月三〇日まで

合名会社松永商店
田村市滝根町神保字
中広土三八番地
(出納総務課)

公 告

公告第223号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庶務システム改修業務（利用範囲拡張等関係）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年9月27日

福島県知事 内堀雅雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県庶務システム改修業務（利用範囲拡張等関係） 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部人事総室職員業務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和4年8月12日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
- 随意契約に係る契約金額
35,860,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(職員業務課)

公告第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和四年九月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
矢吹原土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 遠藤 栄作 岩瀬郡鏡石町東町五〇番地

（農村計画課）

公告第225号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年9月27日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
モニターほか計4品目 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和4年9月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
46,771,890円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年7月22日

（入札用度課）

公告第226号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年9月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン 427台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和4年9月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額
44,621,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年7月12日

(入札用度課)